3. 試験成績書の訂正等を求められた事例

試験成績書の訂正等

【書類不備に よる再申請の 例】 事例① 試験成績書が何ページにも亘る場合、証明書の第2頁以降に 第1頁目の証明書番号が未記入(枝番号もない)のものが多 数あって、試験所に再発行(訂正)を依頼しなければならない ことが多く発生した。

事例② 添付書類の INVOICE と AWB(air way bill/航空貨物運送状)が 1 つの製品に対して3部必要といわれ、コピーを提出したが「原本照合」と「割り印」が押されていないため、書類不備とされた。

【補足】

「品目登録制度に関するQ&A・問 21」で添付書類の「原本照合」に関する記載があったため、以後、検査機関では「原本照合」をした旨の手当として、「原本照合」(又は「原本確認」)といった印をそのコピーに押印の上、「割り印」を行っている。

(コメント:登録検査機関協会)

原本の取扱い(検査機関が保管するか、申請者に戻すか) については、現時点では、検査機関毎に対応が異なっている 可能性がある。

登録検査機関協会として、厚労省と相談して対応方針を整理し、統一する必要があれば統一する。

事例③「試験成績証明書」の工場名に工場所在地が無い場合が多い。この場合には、工場の名刺コピーなど住所が分かる書類の提出を求められる。

追加して求め られる書類

事例④ 添付書類に台湾商社から日本(当社)へのインボイスを添付したが、台湾工場から台湾商社に出荷した際の、台湾工場発行の「メーカーズ・インボイス」の提出を求められた。

【例】

台湾工場 → 台湾商社 → 日本(当社)へ (追加提出) (提出済)

品目登録申請書の記入のポイント

- 事例⑤ 先日の説明会で参考資料として配布された「品目登録要請書」について、「輸入者・コード」欄が 5 桁であるが、現状は8 桁になっている。
- 事例⑥ 材質欄は材質のコード毎に、当該コードに加え、材質名も記入する必要がある。 例) KPE: PE(ポリエチレン)
- 事例⑦ 商品名にアイテムNo.や JAN コードが無いため、そのまま提出したところ、品番を記載するよう検疫所より指示があった。 (担当者により試験成績証明書に品番の記載を求めてくる方もおり、対応はまちまちである。)
- (コメント)本件のケースは、意味が不明な番号がついていたケースの ものではないかと思う。 品番がない場合は、その理由等が示されれば良い。